

改正案	現行
<p>(願書の様式)</p> <p>第二条 願書（次項から第十項までの願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地域団体商標の商標登録出願についての願書は、様式第三の二により作成しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 商標法第十一条第一項から第三項までの規定による商標登録出願についての願書は、様式第五により作成しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 防護標章登録出願についての願書（第四項、第六項及び第九項の願書を除く。）は、様式第七により作成しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(商標登録を受けようとする商標等の願書への記載等の省略)</p> <p>第八条 商標法第十一条第一項から第三項まで、第十二条第一項、第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項又は商標法第六十五条第一項の規定により新たな商標登録出願又は防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に記載した商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章（同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する場合）にあつては、商標法第十六条の二第一項の規定により却下された補正についての手続補正書に記載した商標登録又は防護</p>	<p>(願書の様式)</p> <p>第二条 願書（次項から第九項までの願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 商標法第十一条第一項又は第二項の規定による商標登録出願についての願書は、様式第五により作成しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 防護標章登録出願についての願書（第三項、第五項及び第八項の願書を除く。）は、様式第七により作成しなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(商標登録を受けようとする商標等の願書への記載等の省略)</p> <p>第八条 商標法第十一条第一項若しくは第二項、第十二条第一項、第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項又は商標法第六十五条第一項の規定により新たな商標登録出願又は防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に記載した商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章（同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する場合）にあつては、商標法第十六条の二第一項の規定により却下された補正についての手続補正書に記載した商標登録又は防護</p>

標章登録を受けようとする商標又は標章を含む。)が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示して商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章の願書への記載を省略することができる。

(手続補正書の様式等)

第十六条 (略)

2) 4 (略)

5 特許法施行規則第十一条第五項の規定は、補正による手数料の納付に準用する。この場合において、「様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の二」とあるのは、「商標法施行規則様式第二から様式第九の三まで、様式第十一、様式第十一の二、様式第十二、様式第十二の二及び様式第十四の二並びに同規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二」と、「前項(次条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「商標法施行規則第十六条第四項」と読み替えるものとする。

(情報の提供)

第十九条 商標登録出願があつたときは、何人も、特許庁長官に対し、当該商標登録出願に関し、刊行物又は商標登録出願の願書の写しその他の書類を提出することにより当該商標登録出願が商標法第三条、第四条第一項第一号、第六号から第十一号まで、第十三号、第十五号から第十九号まで、第七条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項の規定により登録することができる旨の情報を提供することができる。ただし、当該商標登録出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

2) 3 (略)

標章登録を受けようとする商標又は標章を含む。)が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示して商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章の願書への記載を省略することができる。

(手続補正書の様式等)

第十六条 (略)

2) 4 (略)

5 特許法施行規則第十一条第五項の規定は、補正による手数料の納付に準用する。この場合において、「様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の五」とあるのは、「商標法施行規則様式第二から様式第九の三まで、様式第十一、様式第十一の二、様式第十二、様式第十二の二及び様式第十四の二並びに同規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二」と、「前項(次条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「商標法施行規則第十六条第四項」と読み替えるものとする。

(情報の提供)

第十九条 商標登録出願があつたときは、何人も、特許庁長官に対し、当該商標登録出願に関し、刊行物又は商標登録出願の願書の写しその他の書類を提出することにより当該商標登録出願が商標法第三条、第四条第一項第一号、第六号から第十一号まで、第十三号、第十五号から第十九号まで、第八条第二項若しくは第五項の規定により登録することができる旨の情報を提供することができる。ただし、当該商標登録出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

2) 3 (略)

(特許法施行規則等の準用)

第二十二條 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一條、第十一條の二、第十二條、第十三條の二並びに第十三條の三を除く。)並びに第二十七條の三の三第一項、第二十八條の二及び第二十八條の三(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、事後指定(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の名義人の変更の記録の請求(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の存続期間の更新の申請(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、書換登録の申請(第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。)、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録(第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。)に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四條の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四條第一項(同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。 )及び同法第四十五條第一項(同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。 )の審判」と、「同法第八條第三項」とあるのは「商標法第四十一條第二項(同法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。 )」と、「特許法施行規則第四條の三第一項中「三 特許法第四十四條第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。 )」とあるのは「三 商標法第十條第一項(同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。 )又は同法第十七條の二第一

(特許法施行規則等の準用)

第二十二條 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一條、第十一條の二、第十二條、第十三條の二並びに第十三條の三を除く。)並びに第二十七條の三の三第一項、第二十八條の二及び第二十八條の三(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、事後指定(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の名義人の変更の記録の請求(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の存続期間の更新の申請(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、書換登録の申請(第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。)、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録(第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。)に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四條の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四條第一項(同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。 )及び同法第四十五條第一項(同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。 )の審判」と、「同法第八條第三項」とあるのは「商標法第四十一條第二項(同法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。 )」と、「特許法施行規則第四條の三第一項中「三 特許法第四十四條第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。 )」とあるのは「三 商標法第十條第一項(同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。 )又は同法第十七條の二第一

項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは、五の二 商標権の存続期間の更新登録の申請（五の三 書換登録の申請）  
商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に期間の更新登録の出願

限る。）

と、「八 特許法第八十四条（同法第九十二条第七

項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の規

定による答弁書の提出」とあるのは、八の二 登録異議の申立て

八の二 商標法第四十三

八の三 商標法第四十三

条の七第一項の規定による参加の申請（同法第六十条の二第一  
条の十二第一項の規定による意見書の提出（同法第六十条の二  
項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及  
第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）

び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあ

項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは、五の二 商標権の存続期間の更新登録の申請（五の三 書換登録の申請）  
商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に期間の更新登録の出願

限る。）

と、「八 特許法第八十四条（同法第九十二条第七

項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の規

定による答弁書の提出」とあるのは、八の二 登録異議の申立て

八の二 商標法第四十三

八の三 商標法第四十三

条の七第一項の規定による参加の申請（同法第六十条の二第一  
条の十二第一項の規定による意見書の提出（同法第六十条の二  
項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及  
第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）

び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあ

るのは「九 審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。）」と、「十二 証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」とあるのは「十二 証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」と、「と、特許法施行規則第七條及び第十八條第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八條第一項中「審判請求書、特許法第八十四條の五第一項の書面、同法第八十四條の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八條第二項、第九條の二及び第九條の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）」若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第九條第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）」及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附

るのは「九 審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。）」と、「十二 証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」とあるのは「十二 証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」と、「と、特許法施行規則第七條及び第十八條第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八條第一項中「審判請求書、特許法第八十四條の五第一項の書面、同法第八十四條の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八條第二項、第九條の二及び第九條の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）」若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第九條第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）」及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附

則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「商標法第七條第三項、第七條の二第四項若しくは第九條第二項」と、「特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十條の五第二項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十條の五第二項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、特許法施行規則第十一條の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで

則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「商標法第七條第三項若しくは第九條第二項」と、「特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十條の五第二項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十條の五第二項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、特許法施行規則第十一條の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第

、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同規則第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十三條第三項中「審判（次項に規定する審判を

十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同規則第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十三條第三項中「審判（次項に規定する審判を除く。）」、再審又は

除く。)、再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判(次項に規定する審判を除く。)、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第三百三十四条第四項(同法第七十一条第三項及び同法第七百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))とあるのは「商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の第十四第一項(同法第六十条の第二第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十二条第一項(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十一条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十一条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する特許法第三百三十四条第四項(商標法第二十八条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十三条並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))と、「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))又は同法第四十五条

判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判(次項に規定する審判を除く。)、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第三百三十四条第四項(同法第七十一条第三項及び同法第七百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))とあるのは「商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の第十四第一項(同法第六十条の第二第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十二条第一項(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十一条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十一条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する特許法第三百三十四条第四項(商標法第二十八条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十三条並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))と、「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))又は同法第四十五条第一項(同法第六十



含む。)及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する特許法第七十四條第二項において準用する場合を含む。)」「ウ、特許法施行規則様式第二の欄の様式中に「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」「ウのロのイ」代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」「ウのロのイのロのイ」代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」「ウのロのイのロのロ」

2  
11 (盤)

則第二十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する特許法第七十四條第二項において準用する場合を含む。)」「ウ、特許法施行規則様式第二の欄の様式中に「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」「ウのロのイ」代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」「ウのロのイのロのイ」代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」「ウのロのイのロのロ」

2  
11 (盤)

商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第二十六号）

改正案	現行
<p>（商標権の設定の登録の方法）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 地域団体商標に係る商標権の設定の登録をするときは、第一項の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部には、当該商標権が地域団体商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。</p> <p>6（略）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、国際登録に基づく商標権の設定の登録をする場合に準用する。</p> <p>（更正の通報）</p> <p>第十六条の四 商標登録令第九条の四の経済産業省令で定める通報は、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則28(2)の規定による更正の通報とする。</p>	<p>（商標権の設定の登録の方法）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 前条第二項及び第四項の規定は、国際登録に基づく商標権の設定の登録をする場合に準用する。</p> <p>（更正の通報）</p> <p>第十六条の四 商標登録令第九条の二の経済産業省令で定める通報は、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則28(2)の規定による更正の通報とする。</p>

改正案	現行
<p>(物件の提出)</p> <p>第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 商標法第七条の二第四項の規定により提出すべき同条第一項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類</p> <p>四(十八) (略)</p> <p>2 前項第一号から第十号まで及び第十二号から第十七号までに掲げる物件を提出する場合は、様式第三十二により、同項第十一号に掲げる物件を提出する場合は、特許法施行規則様式第二十二によりしなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第一項第四号、第六号、第十一号、第十七号又は第十八号に掲げる物件であつて、国際出願に係るものを提出する場合は、様式第三十二の二によりしなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(磁気ディスクに添付する物件)</p> <p>第二十九条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第十号まで及び第十二号から第十七号までに掲げる物件については様式第三十二により作成した手続補足書を</p>	<p>(物件の提出)</p> <p>第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三(十七) (略)</p> <p>2 前項第一号から第九号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる物件を提出する場合は、様式第三十二により、同項第十号に掲げる物件を提出する場合は、特許法施行規則様式第二十二によりなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第一項第三号、第五号、第十号、第十六号又は第十七号に掲げる物件であつて、国際出願に係るものを提出する場合は、様式第三十二の二によりなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(磁気ディスクに添付する物件)</p> <p>第二十九条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第九号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる物件については様式第三十二により作成した手続補足書を</p>

、同項第十一号に掲げる物件（第十九条第三項に規定する場合を除く。）については特許法施行規則様式第二十二により作成した物件提出書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）

第二十九条の二 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める記録方式に従つて日本工業規格X〇二〇八号に定める文字コードを用いて作成し、かつ、特許法施行規則第二十四条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により磁気ディスクに記録して提出するときは、前条の規定にかかわらず、第十九条第一項第十一号に掲げる磁気ディスクを添付することを要しない。

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

一	(略)	(略)	(略)
二	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	(略)
四	(一) 平成十二年一月一日前にされた商標登録出願又は防護標章登録出願（平成十二年一月一日以後にされた商標登録出願又は防護標章登録出願であつ	(略)	(略)

、同項第十号に掲げる物件（第十九条第三項に規定する場合を除く。）については特許法施行規則様式第二十二により作成した物件提出書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）

第二十九条の二 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める記録方式に従つて日本工業規格X〇二〇八号に定める文字コードを用いて作成し、かつ、特許法施行規則第二十四条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により磁気ディスクに記録して提出するときは、前条の規定にかかわらず、第十九条第一項第十号に掲げる磁気ディスクを添付することを要しない。

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

一	(略)	(略)	(略)
二	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	(略)
四	(一) 平成十二年一月一日前にされた商標登録出願又は防護標章登録出願（平成十二年一月一日以後にされた商標登録出願又は防護標章登録出願であつ	(略)	(略)

て、商標法第九条第一項、第十条第二項（同法第十一條第六項、第十二條第三項、第六十五條第三項及び第六十八條第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。）

(二) 平成十二年一月一日前にされた防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願

(三) 平成十二年一月一日前にされた商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請

て、商標法第九条第一項、第十条第二項（同法第十一條第五項、第十二條第三項、第六十五條第三項及び第六十八條第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。）

(二) 平成十二年一月一日前にされた防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願

(三) 平成十二年一月一日前にされた商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請

六	五
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

六	五
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)